

令和3年度消費者行政ブロック会議
消費者庁地方協力課資料

1. 地方消費者行政の充実・強化に向けた重層的な対策
2. 地方消費者行政強化交付金(令和4年度予算要求資料)
3. 地方消費者行政予算の推移
4. 令和3年度 消費生活相談員担い手確保事業について
5. 地方モデル事業(令和2年度、3年度テーマ)
6. 地方モデル事業(令和4年度予算要求資料)
7. ★地方消費者行政の現況調査のポイント(令和3年4月1日時点)
8. 消費生活相談員の処遇改善・環境整備について
9. 重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について
10. 見守りネットワーク総合情報サイト
11. 消費生活相談のデジタル化について
12. 「消費者ホットライン188」及び「消費生活相談員」の認知度向上に向けた広報に係るご協力依頼

★は後日追加予定

地方消費者行政の持続的な充実・強化に向けた重層的な対策

令和4年度概算要求額 36.6億円

デジタル化・自治体連携

孤独・孤立対応など、見守り力の強化

相談員の担い手確保、力を発揮できる環境づくり

地域における協働の促進

○地域のトップランナーの創出

（モデル事業として、民間事業者等と地方公共団体が連携して実施）

先進的モデル事業
1.7億円（1.1億円）

- ・事業テーマ（イメージ）
- ・孤独・孤立化する消費者対応事業
- ・食品ロス・ファッションロス削減への官民連携
- ・オンライン相談などの実証事業 等

○全国共通の課題への対応 ○取引デジタル化への対応

（消費者庁、国民生活センターが直接事業を実施）

地方消費者行政人材育成
1.5億円（1.0億円）

- ・相談員担い手の確保
- ・国民生活センターにおける研修強化（オンライン研修の拡充）
- ・消費生活相談のデジタル改革（PIO刷新、トラブル解決を支援する情報サイトの構築等）
- ・見守りの担い手（協力員等）の養成
- ・越境消費者トラブル相談体制強化 等

消費生活相談のデジタル化・国際化対応
4.9億円

○地域の特性に応じた ・重要消費者施策への取組 ・基礎的な相談体制整備

地方消費者行政強化交付金による支援
28.5億円（18.5億円）

- ・相談業務のデジタル化対応（TV会議、メール、SNS等による相談受付など）の推進
- ・自治体連携の推進
- ・消費生活相談員が活躍できる環境整備（主任消費生活相談員の配置・キャリアアップ支援等の処遇改善、メンタルケア）
- ・消費者志向経営、エシカル消費、食品ロス削減、見守りネットワーク等の推進 等

地方公共団体の自主財源による取組

※括弧内は令和3年度当初予算額

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和4年度概算要求額 28.5億円（令和3年度予算額 18.5億円）

事業概要・目的・必要性

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要。
- 地方消費者行政においては、①消費者の利便性向上、感染症対応、人口減社会への対応を見据えた、相談業務等のデジタル化や自治体連携の推進、②消費生活相談員数の大幅減に対応した新たな担い手の確保等による相談機能の維持・充実、③新たな生活様式下で孤独・孤立にある消費者に対する地域の見守り力の強化は喫緊の課題。
- 令和4年度は、地方消費者行政強化交付金を通じて、①デジタル技術や自治体連携の活用、②消費生活相談員が活躍できる環境の整備、③孤独・孤立した消費者などへの対応、に取り組む地方公共団体の取組を重点的に支援する。
- これまでと同様、「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱を維持する。
 - ①地方消費者行政強化事業
地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体に対して複数年の計画的な取組を支援。
 - ②地方消費者行政推進事業
平成29年度までに「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1/2補助＞

○重点事業

- ①デジタル技術・自治体連携を活用した体制強化
(テレビ会議、メール、SNS等による相談受付等に必要な経費、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップ等に必要な謝金・旅費等を補助)
- ②消費生活相談員が活躍できる環境の整備による相談機能の維持・充実
(指定消費生活相談員・主任相談員の活動費、相談員のメンタルケアの取組、デジタル化等への対応力強化、専門家派遣に必要な経費を補助)
- ③孤独・孤立した消費者への地域の見守り力の強化等
(デジタル化に対応することが困難な消費者への支援、孤独・孤立した消費者の見守り活動やフードバンクの取組等に必要な経費を補助)

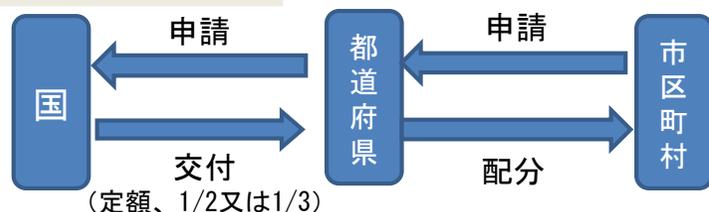
(1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

- ①情報化の推進
- ②自治体連携の促進による相談体制の維持・充実
- ③配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- ④消費者教育・啓発への取組
- ⑤SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- ⑥法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

(2) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ

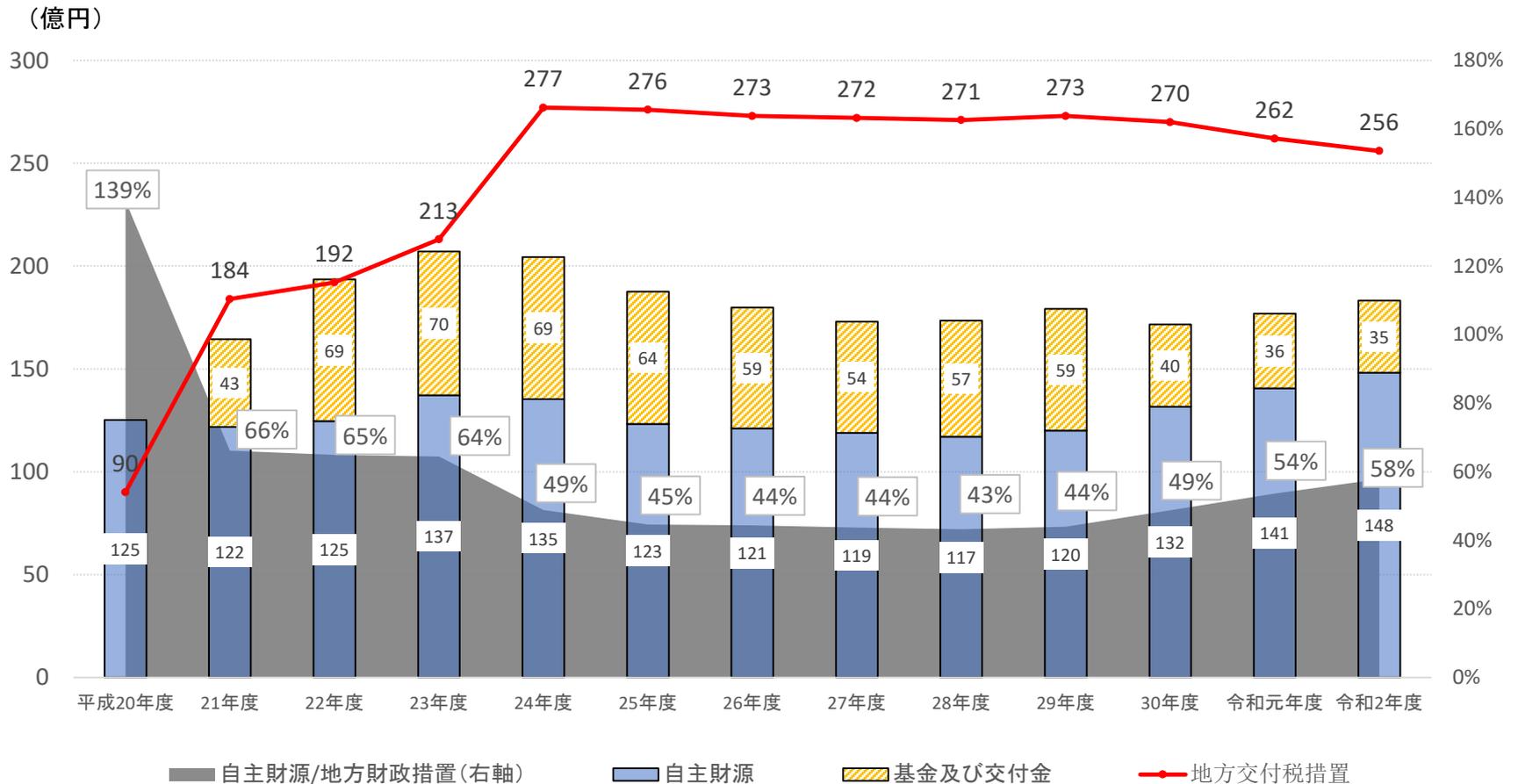


期待される効果

- 地方消費者行政の情報化・自治体間連携、相談員が活躍できる環境の整備、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる地域体制の維持・充実を確保。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現。

地方消費者行政予算の推移

- 地方交付税措置に対して、交付金を除く地方の自主財源は増加傾向にあるものの、60%を下回っている。



(注) 地方交付税措置は、国から地方に交付される普通交付税(単位費用)における消費者行政経費

令和3年度 消費生活相談員担い手確保事業について

○国民生活センター試験 対策

消費者庁委託事業

消費生活相談員資格試験 対策講座

～独立行政法人 国民生活センターが実施する消費生活専門相談員試験対策講座～

消費生活相談員を目指してみませんか！

消費生活相談員は
全国の消費生活センター等で、消費者へアドバイスをしたり、
消費者トラブルの解決のお手伝いをしています。



消費生活相談員紹介の
動画とパンフレット
(消費者庁ウェブサイト)



全国全ての地方公共団体に消費生活センター・相談窓口があります。

開講日：7月10日(土) 定員：800名(先着順)

受講料：無料

受講方法 eラーニング (オンデマンド講座・全20回)

希望者には小論文添削
(1回)があります

申込開始日時 2021年7月2日(金)12:00～

・定員に達した時点で受付終了となります

PC、スマホ、タブレット
から受講できます



申込
方法

下記のURLに接続し、WEBからお申し込みください (URLは全て半角小文字)

<https://zensoel.tbi.jp/entry2021/>
パスワード：2021-shikaku



○本講座は国の事業であり、受講者には本講座および消費生活相談員資格試験の受験状況に関するアンケートにご協力いただきます

○本講座は、消費生活相談員試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません

○新たに消費生活相談員資格の取得を目指す方はどなたでも受講できます

○より多くの方に受講いただきたいため、「消費生活相談員資格試験対策講座～一般財団法人日本産業協会が実施する消費生活アドバイザー試験対策講座～」との重複のお申し込みはご遠慮ください

この事業は、消費者庁から委託を受けた公益社団法人全国消費生活相談員協会が実施します。必ず裏面もお読みください。

○日本産業協会試験 対策

消費者庁委託事業

(一財)日本産業協会が実施する消費生活アドバイザー試験対策講座

消費生活相談員 資格試験 対策講座



人に寄り添い、暮らしを守る。
消費生活相談員を目指してみませんか。

消費生活相談員は全国の自治体に設置されている
消費生活センター等で、消費者トラブルの
解決や被害防止の業務に従事しています。

●お申込期間：7月2日(金)12:00～

*定員に達した時点で受付終了となります。

●開講日：7月10日(土)

●受講方法：eラーニング PC、タブレット、スマホから受講できます。

オンデマンド講座(合計約40時間)の内容は裏面参照。

*受講者にはオリジナルテキスト(16分冊)と解説講座(録画)のIDとパスワードをお届けします。

●受講料：無料

●定員：800名(先着順)

お申込方法：下記URLまたは二次元コードからお申込ください。

<https://forms.gle/XD5BeKtj46WNSiHr5>

*お申込者には、お申込受付メールを自動返信します。

ただし、定員を超えた等の理由でお断りする場合があります。

無料

お申込用
二次元コード



*本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員資格試験の受験状況に関するアンケートにご協力いただきます。

*本講座は、消費生活相談員試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。

*新たに消費生活相談員資格の取得を目指す方はどなたでも受講できます。

*より多くの方に受講いただくため、「消費生活相談員資格試験対策講座～独立行政法人国民生活センターが実施する消費生活専門相談員試験対策講座～」との重複のお申し込みはご遠慮ください。

本講座の特徴

- 1 使いやすいオリジナルテキスト
時間がない方も効率よく学習できるよう、「公式テキスト」*をもとに講師陣がポイントをまとめました。
- 2 わかりやすい解説講座(録画)
インターネット環境があれば、いつでも、どこでも、繰り返し視聴できます。スマホでも視聴できますが、PCまたはタブレットでの視聴をおすすめします。
- 3 「論文対策講座」と「論文添削」(1回)で2次試験を支援
- 4 試験対策に役立つ情報を適宜配信

本講座の詳細は下記URL

または右の二次元コードから

<https://nacs.or.jp/honbu/shohiseikatsu/>



*「公式テキスト」については日本産業協会Webページ(裏面参照)でご確認ください。

この事業は、消費者庁から委託を受けた公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会が実施します。

令和2年度

- 消費生活センターにおける障がい者からの相談対応手法の開発
- エシカル消費と子ども支援の推進のためのこどもスマイリング・プロジェクト
- 誰も取り残さない消費の為にAI活用情報プラットフォーム整備事業
- 事業者見学を通じた地域における消費者教育の推進
- 「わかりやすい食品表示」の啓発とガイドライン作成プロジェクト
- 「適正な食品表示実現による消費者の安全確保に向けた事業者向け食品表示マニュアルの作成、およびマニュアルに基づく普及啓発」事業
- ECサイト食品表示実証モデル構築事業
- 相談対応困難者(クレーマー)への相談対応マニュアル作成

令和3年度（実施中）

- 高齢者向けデジタル教材及び高齢者等への効果的な普及啓発手法の開発・実証
- 高齢者や孤独・孤立の状況にある方などへの、福祉部局や事業者との連携やデジタル技術を活用した効果的な見守り手法の開発・実証
- 地域の健康づくりを担う人材を活かした栄養成分表示の効果的な活用モデルの開発・実施
- 中小・零細企業を対象とした原料原産地表示を中心とした食品表示制度の効果的な普及手法の開発・実施
- 衣類に関わるエシカル消費の啓発プログラムの開発・試行
- 食品ロス削減にも資するフードバンクへの食品提供促進事業の実施

先進的モデル事業

令和4年度概算要求額 **1. 7億円**
(令和3年度予算額 1. 1億円)

事業概要・目的・必要性

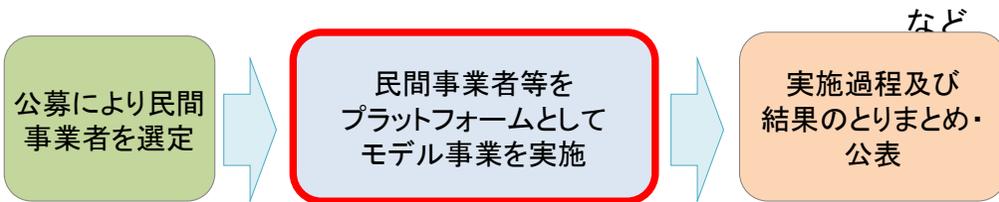
- 厳しい人的・財源的制約の下で地方消費者行政の政策効果を最大限に高めていくと共に、**深刻化する社会的な孤独・孤立の問題**に対して、広域連携や官民連携の活用など行政手法を工夫して、地域の関係者が一体となって取り組む体制を整備することが必要。
- 全国に共通する課題に対して、実効性のある事業モデルを構築し展開することで、地方公共団体における事業の企画、取組みを支援。
- 国が公募により選定した民間事業者をプラットフォームとして、地域の関係者間で連携を図りつつ、効率的かつ効果的に事業を実施することにより、新たな手法により、地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた取組を実現する。
- 事業で創出した優良事例について全国的な横展開を図ることで、他の地方自治体における自主財源による積極的な取組を促進する。

事業イメージ・具体例

公募により、民間事業者等の提案から11事業程度（1事業あたり1,000～3,000万円程度）を選定

<事業例>

- 高齢者や孤独・孤立の状況にある方などへの、効果的な見守り手法の開発・実証
- 地域で活動する事業者・団体等による見守り活動の促進事業の実施
- 地域の事業者や団体、消費者も巻き込んだエシカル消費の普及・啓発手法の開発・試行
- 消費者志向経営の推進に向けた効果的な事業の実施
- 食品ロス削減にも資するフードバンクへの食品提供促進事業の実施



資金の流れ



期待される効果

- 重要かつ新たな政策課題解決に向けて広域連携や官民連携等を活用した新たな行政手法を創出する。
- 地方においてモデル事業を実施し、その取組を他地域にも周知することで、全国的な対応力強化を図る。

1. 消費者行政予算の状況

(1) 消費者行政予算の推移：令和3年度当初予算は前年度比減。うち自主財源が前年度比増。

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(注1)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度差	増減率
全自治体計	14,530	19,472	20,708	19,409	17,961	17,770	17,510	17,774	18,470	17,000	17,693	18,327	18,222	▲ 105	▲0.6%
基金及び 交付金	1,417 (9.8%)	7,215 (37.1%)	6,986 (33.7%)	5,679 (29.3%)	4,963 (27.6%)	5,118 (28.8%)	4,914 (28.1%)	5,784 (32.5%)	6,161 (33.4%)	4,165 (24.5%)	3,640 (20.6%)	3,506 (19.1%)	3,287 (18.0%)	▲ 219	▲6.2%
自主財源	13,114 (90.2%)	12,257 (62.9%)	13,723 (66.3%)	13,730 (70.7%)	12,997 (72.4%)	12,652 (71.2%)	12,585 (71.9%)	11,990 (67.5%)	12,309 (66.6%)	12,836 (75.5%)	14,053 (79.4%)	14,820 (80.9%)	14,935 (82.0%)	115	0.8%

※ 当初予算ベース。

※ 平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金(基金)から地方消費者行政推進交付金へ移行し、平成30年度当初予算以降は、地方消費者行政強化交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度から令和2年度までは基金と交付金の合計額、令和3年度は交付金のみの額となっている(基金は令和2年度で活用終了)。

(注1) 平成23年度予算のみ最終予算ベース。

(2) 消費者行政予算のない市区町村数：令和3年度は前年度比増。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度差
市区町村数	223	144	114	139	135	138	141	160	125	133	138	156	157	1

※ 令和2年度までは最終予算であり、令和3年度は当初予算である。

※ 赤枠内は「令和3年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果(調査時点は4月1日)。

2. 相談窓口の状況

(1) 市区町村(政令市を除く。)における相談窓口(消費生活センターを含む。)の設置状況：センター設置率は前年比増

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年		令和2年		令和3年		
												前年差		前年差		前年差	
相談窓口設置の市区町村数 (設置率)	1,375 (77.6%)	1,490 (86.1%)	1,580 (91.4%)	1,603 (93.1%)	1,627 (94.5%)	1,717 (99.8%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	0	1,721 (100.0%)	0	1,721 (100.0%)	0
うちセンター設置 (センター設置率)	379 (21.4%)	525 (30.3%)	636 (36.8%)	725 (42.1%)	773 (44.9%)	814 (47.3%)	862 (50.1%)	932 (54.2%)	1,019 (59.2%)	1,084 (63.0%)	1,083 (62.9%)	▲1	1,095 (63.6%)	12	1,108 (64.4%)	13	
うち単独設置	348	462	536	577	601	622	647	660	691	724	727	3	726	▲1	729	3	
広域連携	31	63	100	148	172	192	215	272	328	360	356	▲4	369	13	379	10	
うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	903	859	789	702	637	638	1	626	▲12	613	▲13	
うち単独設置	989	959	939	869	843	893	849	783	694	635	637	2	626	▲11	613	▲13	
広域連携	7	6	5	9	11	10	10	6	8	2	1	▲1	0	▲1	0	0	
相談窓口未設置の市区町村数 (未設置率)	396 (22.4%)	241 (13.9%)	148 (8.6%)	119 (6.9%)	95 (5.5%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0	
(参考)市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	0	1,721	0	1,721	0	

※「広域連携」は、広域連合、一部事務組合又はその他の広域的な連携により相談窓口(消費生活センターを含む。)を設置している自治体の数。

(2) 消費生活センターの数：政令市は前年比減。市区町村(政令市を除く)は前年比増。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年		令和2年		令和3年	
												前年差		前年差		前年差
全自治体計	501	611	684	724	745	763	786	799	830	855	858	3	853	▲5	854	1
都道府県 (うちサブセンター数)	123 (76)	116 (69)	113 (66)	110 (63)	106 (59)	103 (56)	102 (55)	97 (50)	94 (47)	88 (41)	88 (41)	0 (0)	86 (39)	▲2 (▲2)	86 (39)	0 (0)
政令市 (うちサブセンター数)	26 (8)	30 (11)	30 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	0 (0)	28 (8)	▲3 (▲3)	26 (6)	▲2 (▲2)
市区町村(政令市を除く)	351	462	538	579	603	624	648	661	693	725	728	3	727	▲1	730	3
広域連合、一部事務組合	1	3	3	4	5	5	5	10	12	11	11	0	12	1	12	0

3. 消費者行政担当職員の配置状況

（1）消費生活相談員の配置：相談員数は前年比増。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年		令和2年		令和3年	
												前年差		前年差		前年差
全体	2,794	3,138	3,313	3,381	3,362	3,337	3,359	3,384	3,421	3,424	3,379	▲ 45	3,324	▲ 55	3,335	11
うち資格保有	2,138 (76.5%)	2,325 (74.1%)	2,484 (75.0%)	2,561 (75.7%)	2,542 (75.6%)	2,605 (78.1%)	2,651 (78.9%)	2,692 (79.6%)	2,691 (78.7%)	2,784 (81.3%)	2,770 (82.0%)	▲ 14	2,672 (80.4%)	▲ 98	2,646 (79.3%)	▲ 26
うち消費生活相談員 資格試験合格者※	-	-	-	-	-	-	-	-	512 (19.0%)	964 (34.6%)	1,167 (42.1%)	203	1,248 (46.7%)	81	1,324 (50.0%)	76
うち資格未保有	656 (23.5%)	813 (25.9%)	829 (25.0%)	820 (24.3%)	820 (24.4%)	732 (21.9%)	708 (21.1%)	692 (20.4%)	730 (21.3%)	640 (18.7%)	609 (18.0%)	▲ 31	652 (19.6%)	43	689 (20.7%)	37

※改正消費者安全法（平成28年4月1日施行）第10条の3に規定する登録試験機関による消費生活相談員資格試験に合格した者。

（2）消費者行政担当の事務職員の配置：事務職員数は前年比減

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年		令和2年		令和3年	
												前年差		前年差		前年差
全体	5,190	5,226	5,180	5,182	5,158	5,200	5,183	5,230	5,255	5,209	5,213	4	5,169	▲ 44	5,164	▲ 5
うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	1,528	1,531	1,497	1,489	1,478	1,440	1,413	▲ 27	1,389	▲ 24	1,356	▲ 33
うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	3,630	3,669	3,686	3,741	3,777	3,769	3,800	31	3,780	▲ 20	3,808	28

※ 赤枠内は「令和3年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果（調査時点は4月1日）。

4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1) 消費生活相談員の平均報酬額（1時間当たりの報酬単価）：平均報酬額は全体で前年比増加。

（単位：円）

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	前年差
全体	1,500	1,508	1,511	1,527	1,521	1,537	1,553	1,562	1,574	1,760	1,827	67
都道府県	1,446	1,470	1,440	1,459	1,472	1,490	1,508	1,513	1,516	1,749	1,831	82
政令市	1,657	1,650	1,615	1,626	1,634	1,644	1,639	1,645	1,654	1,973	2,038	65
市	1,459	1,466	1,477	1,500	1,481	1,496	1,515	1,526	1,536	1,692	1,759	67
区	2,249	2,237	2,241	2,253	2,268	2,277	2,292	2,283	2,297	2,751	2,872	121
町村	1,369	1,384	1,455	1,425	1,431	1,461	1,458	1,480	1,506	1,609	1,630	21

※令和2年以降は、会計年度任用職員等の非常勤職員（委託を含まない）、賞与を含む。なお、賞与を含めずに算出した全体の平均報酬額は1,570円。
※全体には、広域連合及び一部事務組合を含む。

(2) 雇止めの規定等の有無：雇止めの規定等がある自治体は前年同。

	令和3年		
	有	前年差	無
都道府県	47	0	47
政令市	20	0	20
市区町村等	1,729	1	1,728
合計	1,796	1	1,795

※雇止めの規定等がある自治体：石川県金沢市

※「雇止め」：条例、規程等（人事等の内部規程を含む。）において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないとする規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。

5. 事業の実施状況

(1) 相談・あっせん件数：相談件数、あっせん件数は前年度比減。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度 差
全自治体計	1,063,167	1,013,557	982,434	953,652	1,030,219	1,044,958	1,031,187	988,906	1,036,855	1,094,041	1,043,007	1,038,161	▲ 4,846
うちあっせん件数	73,610	73,000	70,471	71,790	82,493	86,303	86,316	86,633	86,072	84,084	93,658	93,271	▲ 387
(あっせんの割合)	6.9%	7.2%	7.2%	7.5%	8.0%	8.3%	8.4%	8.8%	8.3%	7.7%	9.0%	9.0%	0.0
都道府県	404,624	361,013	330,690	305,641	317,264	309,448	300,208	277,039	275,778	269,173	256,992	262,319	5,327
うちあっせん件数	20,591	19,148	17,669	17,432	19,237	20,275	18,540	17,790	17,727	15,804	17,235	17,772	537
(あっせんの割合)	5.1%	5.3%	5.3%	5.7%	6.1%	6.6%	6.2%	6.4%	6.4%	5.9%	6.7%	6.8%	0.1
政令市	182,369	187,135	189,889	181,143	199,389	200,419	197,733	190,978	192,870	194,949	188,139	184,448	▲ 3,691
うちあっせん件数	12,244	13,907	13,258	12,255	12,878	12,386	12,451	12,525	12,176	11,305	11,421	10,796	▲ 625
(あっせんの割合)	6.7%	7.4%	7.0%	6.8%	6.5%	6.2%	6.3%	6.6%	6.3%	5.8%	6.1%	5.9%	▲0.2
市区町村等	476,174	465,409	461,855	466,868	513,566	535,091	533,246	520,889	568,207	629,919	597,876	591,394	▲ 6,482
うちあっせん件数	40,775	39,945	39,544	42,103	50,378	53,642	55,325	56,318	56,169	56,975	65,002	64,703	▲ 299
(あっせんの割合)	8.6%	8.6%	8.6%	9.0%	9.8%	10.0%	10.4%	10.8%	9.9%	9.0%	10.9%	10.9%	0.1

※あっせん：単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立って、解決策を提示することなどにより、解決することを指す。

(2) 自治体職員、消費生活相談員の研修への参加：市区町村等の約37%では職員や相談員が研修に不参加。

	都道府県						政令市						市区町村等					
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度 差	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度 差	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	前年度 差
研修参加自治体数	47	47	47	46	47	1	20	20	20	20	20	0	1,299	1,286	1,236	1,184	1,086	▲ 98
研修不参加自治体数	0	0	0	1	0	▲ 1	0	0	0	0	0	0	430	443	493	545	643	98
参加自治体数の割合	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	100.0%	2.1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0	75.1%	74.4%	71.5%	68.5%	62.8%	▲5.7

5. 事業の実施状況

(3) 講習等（出前講座を含む。）の実施：全ての都道府県で講習等を開催。

	都道府県				政令市				市区町村等			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度差	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度差	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度差
講習等実施自治体数	47	47	47	0	20	20	19	▲1	968	927	692	▲235
講習等未実施自治体数	0	0	0	0	0	0	1	1	761	802	1,037	235
出前講座実施自治体数	44	46	45	▲1	19	19	19	0	860	828	609	▲219
出前講座未実施自治体数	3	1	2	1	1	1	1	0	869	901	1,120	219
実施自治体の割合	100.0%	100.0%	100.0%	0.0	100.0%	100.0%	95.0%	▲5.0	56.0%	53.6%	40.0%	▲13.6
出前講座実施自治体の割合	93.6%	97.9%	95.7%	▲2.2	95.0%	95.0%	95.0%	0.0	49.7%	47.9%	35.2%	▲12.7

(4) 地域サポーター、消費生活協力団体、消費生活協力員の活用状況：地域サポーター、消費生活協力団体、消費生活協力員は前年比増。

	地域サポーター				消費生活協力団体				消費生活協力員					
	平成31年	令和2年	令和3年	前年度差	平成31年	令和2年	令和3年	前年度差	平成31年	令和2年	令和3年	前年度差		
全体	165	173	174	1	全体	131	120	122	2	全体	108	101	122	21
都道府県	26	26	26	0	都道府県	1	1	2	1	都道府県	2	2	3	1
政令市	14	14	14	0	政令市	1	1	1	0	政令市	1	1	1	0
市区町村	125	133	134	1	市区町村	129	118	119	1	市区町村	105	98	118	20

※ 赤枠内は「令和3年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果（調査時点は4月1日）。